

7 企委第 8 号(仮称)お茶の京都・まちづくりセンター周辺整備計画策定業務委託仕様書

1 仕様概要

本仕様書は、7 企委第 8 号(仮称)お茶の京都・まちづくりセンター周辺整備計画策定業務委託（以下「本業務という」）の基本的な業務内容及び要件等を定めるものであり、事業者は本仕様書に従って業務を執行することとします。ただし、業務内容については、事業者の提案を基に双方協議のうえ決定します。

2 事業の目的

井手町まちづくりセンター椿坂は、平成 15 年、町を代表する景観のひとつである里山の棚田の一角にオープンした囲炉裏やかまどを備える農家をイメージした和風建築の施設です。

地域活性に係る様々な活動に取り組んでいるまちづくり団体の活動拠点・住民相互の交流の場として建てられましたが、のどかな風景・雰囲気に加え、周辺地域には史跡なども多く、また、木津川右岸の山裾を南北に続く散策道「山背古道」に面していることもあってハイキングやサイクリングに訪れる人も年々増加しています。

今回、町では、京都府南部で進められる「お茶の京都」プロジェクトとタイアップして、京都を代表するブランド「宇治茶」に関する情報発信の強化と、井手町での滞在時間の延長やさらなる観光客誘致、交流人口・定住人口の拡大を目的に、井手町まちづくりセンター椿坂周辺地域について、その魅力といえる里山と棚田の景観を生かし、訪れる人たちが「のんびりと、くつろげる」エリアとして整備するための計画を、まちづくり団体等によるワークショップ等での意見を反映させながら策定します。

委託業者の選定に当たっては、公募により本要領に記載する書類の提出等を求め、本業務に最適な事業者を公募型プロポーザルで選定します。

3 本業務の実施

- (1) 本業務は、本仕様書に基づいて実施すること。
- (2) 乙は、本業務の実施にあたり、関係法令、条例及び規則を遵守すること。
- (3) 乙は、本業務の実施にあたり甲と協議を行い、その意図や目的を十分に理解した上で、適切な人員配置のもとで進めること。
- (4) 乙は、本業務の実施にあたり、本業務に関連する最新の情報の収集と、本業務への反映に務めることとし、実効性の高い具体的提案を行うこと。
- (5) 乙は、本業務の遂行上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

4 本業務内容

本業務の概要を示したものであり、本業務の実施に当たっては、甲と十分に打ち合わせを行うこと。

ア 基本計画書の策定（レイアウト、イメージ図等の作成、デザイン等）

イ 井手町まちづくりセンター椿坂の管理運営を行っているまちづくり団体等のワークショップ等の意見の反映に係る検討整理

① 開催回数 3～4回程度

② 内容 企画・提案、会議資料の作成、
会議録（要約編、記録写真含む。）の作成、公表資料の作成等

ウ 井手町まちづくりセンター椿坂周辺エリアにおける施設整備の検討整理

- ・周辺環境を考慮した施設の配置計画、建設手順、建設計画等の検討
- ・各施設の導入機能の検討整理
- ・施設内の導入機能の配置計画の検討整理

5 完了時提出書類

本業務の作業が終了した場合は、乙は業務完成届を甲に提出するものとする。

6 成果品検査

乙は本業務の完了後、成果品を提出し甲の検査を受けるものとし、甲から本業務に適合しないものとして修正の指示のあった場合には、速やかに修正を行うものとする。

7 成果品

（1）成果物は、（仮称）お茶の京都・まちづくりセンター椿坂周辺整備基本計画とし、製本及び電子媒体による。

（2）製本による報告書は、原則としてA4縦型、左綴じ製本とし、カラー刷りとする。

（3）製本による報告書は、20部提出すること。

（4）電子媒体による報告書は、CD-Rに業務名称を印刷して、2部提出すること。

8 成果品の管理及び帰属

本業務の成果品は全て甲の管理及び帰属とし、乙は成果品を第三者に公表又は貸与してはならない。